

瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と 環境保全・再生の在り方について(答申)の概要

第1章 現状と課題

瀬戸内法の 理念

『わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものである』

瀬戸内海の 3つの価値

「庭」
景観、憩いの場、生物生息場

「畑」
高い生物生産性

「道」
ヒトとモノが行き交う海の道

これまでの 施策の 経緯

昭和40年代

～瀬死の海～

- ・年間300回に及ぶ赤潮の発生
- ・水産被害の発生
- ・大規模な重油流出事故の発生

昭和50年頃～

瀬戸内法制定

- ・環境保全基本計画策定
- ・総量削減の実施
- ・埋立の基本方針

平成12年～

環境保全基本計画改定

- ・保全型施策の充実
- ・失われた良好な環境の回復

環境の変遷と課題

- 〔水質〕 一定の改善 → 赤潮や貧栄養など海域ごと季節ごとに抱える課題
- 〔底質〕 底質悪化や海底改変に一定の歯止め → 湾奥などに汚濁物質が蓄積〔藻場・干潟等〕埋立により消失した藻場・干潟の再生や未利用地の活用が課題
- 〔景観〕 島嶼景観の劣化、自然海岸の人工護岸化、漂流・漂着ごみ
- 〔新たな課題〕 生物多様性・生物生産性の劣化、海水温上昇による漁業への影響

新たな流れ

- ・第四次環境基本計画策定
- ・生物多様性基本法制定
- ・海洋生物多様性保全戦略策定
- ・海洋基本法制定

第2章 今後の目指すべき将来像

豊かな生態系サービスを将来にわたり享受し、生物が生息していけるよう
3つの多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』
⇒ 湾・灘等の規模で海域の状況や特性に応じた『豊かな海』

豊かな瀬戸内海の 望ましいイメージ

- 美しい海
- ◆ 多様な生物が生息できる海
- 賑わいのある海

第3章 環境保全・再生の基本的考え方

1. 湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理
2. 土砂供給にも着目し、負荷量削減と組み合わせた底質環境の改善
3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出
4. 自然と暮らしや賑わいと調和を図る自然景観及び文化的景観の保全
5. 共通の事項
 - ・森・里・川・海のつながりを考慮した地域における里海づくり
 - ・科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入

豊かな瀬戸内海への対応

- ⇒ (●, ◆)
- ⇒ (●, ◆)
- ⇒ (●, ◆)
- ⇒ (●, ◆, ■)
- ⇒ (●, ◆, ■)
- ⇒ (●, ◆)

第4章 今後の環境保全・再生施策の展開

〔基本的な考え方に基づく重点的取組〕

1. ⇒ 栄養塩と生物多様性・生物生産性との関係に係る知見の集積・目標の設定、栄養塩濃度レベルの管理 他
2. ⇒ 新たな環境基準項目への対応、底質改善対策・窪地対策の推進
3. ⇒ 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出、海砂利採取や海面埋立の厳格な規制及び代償措置未利用地の活用、環境配慮型構造物の導入
4. ⇒ 瀬戸内海に特有な景観の保全、エコツーリズムの推進、海とのふれあいの創出

〔その他の重要な取組〕

- ・気候変動への適応
- ・海洋ごみ対策
- ・持続可能な水産資源管理の推進
- ・沿岸防災と環境保全の調和

〔推進方策〕

- ・瀬戸内海に係る計画及び法制度の点検・見直し
- ・評価指標の設定
- ・役割の明確化
- ・より幅広い主体の参画・協働の促進
- ・国内外への情報発信の充実
- ・環境教育・学習の推進
- ・モニタリング・調査・研究、技術開発の推進

瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について

要 旨

1. 現状と課題

(1) 瀬戸内海の特徴

瀬戸内海は、景観鑑賞、レクリエーション、漁業、船舶航行、生物にとっての生息場など、多様な要請に応えられる場を与えてきた。このような多面的機能を有する瀬戸内海の価値として、「庭」・「畑」・「道」に例えられる機能が挙げられる。

(2) これまでの環境保全施策の経緯

瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく各種施策が実施されてきた結果、人間活動に起因する環境への負荷の軽減について一定の成果が見られてきた。一方で、過去の開発等に伴って蓄積された環境への負荷や新たな環境問題への対応など取り組むべき課題も依然として多く、生物多様性や海洋に関する新たな環境政策への対応が求められている。

2. 瀬戸内海における今後の目指すべき将来像

(1) 今後の目指すべき『豊かな瀬戸内海』

瀬戸内海がもたらす豊かな生態系サービス（海の恵み）を、国民全体が将来にわたって継続して享受し、生物が健全に生息している状態に保っていくため、「庭」・「畑」・「道」に例えられる瀬戸内海の多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を実現していくことが今後の目指すべき将来像であると考えられる。

(2) 『豊かな瀬戸内海』のイメージ

- **美しい海**：良好な水質の確保、自然景観・文化的景観の保全と利用
- **多様な生物が生息できる海**：生物多様性の保全、高い生物生産性の維持
- **賑わいのある海**：地域資源の利用、海とのかかわりによる地域活性化

(3) 海域に応じた『豊かな海』

目指すべき将来像や環境保全・再生へのアプローチは、湾・灘ごとの規模、あるいは状況に応じて沿岸・沖合などの更に小さい規模において、その海域の特性に応じてきめ細やかに対応する必要がある。

3. 環境保全・再生の基本的な考え方

(1) きめ細やかな水質管理

環境基準の達成・維持を図りつつ、生物多様性・生物生産性を確保するための栄養塩濃度レベルの設定と適切な維持及び円滑な物質循環を確保するための水質管理を図ることが必要である。その際には、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じてきめ細やかに対応することが重要である。

(2) 底質環境の改善

湾奥等の海底について、負荷量削減等の取組と組み合わせて、底質環境の改善を推進することが必要である。さらに、窪地となっている箇所は、海水交換が悪くなり貧酸素水塊の発生の原因となっていることから、その対策が必要である。

(3) 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出

藻場、干潟、砂浜、塩性湿地の保全・再生・創出について、更なる推進が必要である。その際には、自然が自ら持つ回復力を発揮できるよう実施することや、移植等によって遺伝的な攪乱がおきないように留意することが重要である。

(4) 自然景観及び文化的景観の保全

瀬戸内海独自の美しい自然と人の生活・生業や賑わいが調和した景観を保全し将来に継承するための取組や新たな景観づくりを更に推進することが必要である。その際には、住みやすさと賑わいと両立などに留意することが重要である。

(5) 地域における里海づくり（共通的事項）

里海づくりの手法の導入は非常に有効であり、取組にあたっては幅広い主体が、地域の状況に応じたあるべき姿を共有し、本来の生態系の持つ回復力等に配慮しながら、必要に応じて人の手を加えるなど、適切に管理することが重要である。

(6) 科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入（共通的事項）

環境条件の変化に対する生態系の応答は時間がかかる上に不確実性を伴うため、ある程度の蓋然性が見えた段階で、データの蓄積と並行しながら、人為的に管理し得る範囲において対策を実施し、その後、モニタリングによる検証と対策の変更を加えていく順応的管理の考え方に基づく取組を推進することが必要である。その際、順応的管理を行う主体を明確にすることが重要である。

4. 今後の環境保全・再生施策の展開

(1) 基本的な考え方に基づく重点的取組

<きめ細やかな水質管理>

- 新たな環境基準項目への対応（新規事項*）
- 栄養塩濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係に係る科学的知見の集積及び目標の設定（新規事項*）
- 栄養塩濃度レベルの管理（新規事項*）

<底質環境の改善>

- 新たな環境基準項目への対応（再掲）（新規事項*）
- 底質改善対策・窪地対策の推進

<沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出>

- 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出
- 海砂利採取や海面埋立の厳格な規制及び代償措置
- 未利用地の活用（新規事項*）
- 環境配慮型構造物の導入（新規事項*）

<自然景観及び文化的景観の保全>

- 瀬戸内海に特有な景観の保全
- エコツーリズムの推進（新規事項*）
- 海とのふれあいの創出

(2) その他瀬戸内海の環境保全・再生のための重要な取組

- 気候変動への適応（新規事項*）
- 海洋ごみ対策
- 持続可能な水産資源管理の推進（新規事項*）
- 沿岸防災と環境保全の調和（新規事項*）

(3) 環境保全・再生の推進方策

- 瀬戸内海に係る計画及び法制度の点検・見直し（新規事項*）
- 評価指標の設定（新規事項*）
- 役割の明確化（新規事項*）
- より幅広い主体の参画・協働の推進
- 国内外への情報発信の充実
- 環境教育・学習の推進
- モニタリング・調査・研究、技術開発の推進

* 瀬戸内海環境保全基本計画（平成12年12月策定）に含まれないと考えられるものについて新規事項とした。